

告 示

埼玉県告示第八十九号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、大里広域市町村圏組合から熊谷市の区域内において行われる（仮称）新熊谷衛生センター整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和四年二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

熊谷市、深谷市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

熊谷市環境政策課

深谷市環境衛生課

ロ 期間

令和四年二月一日（火）から令和四年三月一日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）